平成２３年（フ）第２２５１号
横浜市青葉区美しが丘２丁目５番地12　ユニーブル美しが丘504
債務者　伊藤　朱美（旧姓塩田）
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２８４号
神奈川県高座郡寒川町倉見2119番地７　ソシアクレール203号
債務者　山岡　由憲
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２８５号
神奈川県高座郡寒川町倉見2119番地７　ソシアクレール203号
債務者　山岡ひろみ
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４８０号
神奈川県鎌倉市大船４丁目13番18号　ハイツチェリー202号
債務者　上島富美子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５１２号
横浜市戸塚区戸塚町2826番地１　アルカディア金子アパート103号
債務者　檜山　善男
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５１３号
横浜市戸塚区戸塚町2826番地１　アルカディア金子アパート103号
債務者　檜山まゆみ
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５８５号
横浜市緑区長津田２丁目11番３―403号
債務者　安原　英美
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６０４号
神奈川県藤沢市亀井野1516番地の１　108号室
債務者　門田　　淳
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６６４号
横浜市南区永田みなみ台２番３―708号
債務者　村田　直子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５６号
静岡市駿河区中島3083番地の１　中島グリーンハイツ東棟105
債務者　竹下　佳二
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５７４号
岡山市北区表町３丁目23番８―301号
債務者　三宅　利江
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２６０号
東京都八王子市中野山王２丁目16番32号コーポラス野島101号
債務者　高崎　清司
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０１０号
東京都青梅市畑中３丁目665番地の２テラスハウス須崎
債務者　菅　　一峰
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６３０号
静岡県藤枝市青葉町５丁目13番６号、旧住所神奈川県相模原市中央区田名2940番地１　エクレール相模原205号
債務者　宮﨑　光治
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５７号
静岡県浜松市中区鴨江１丁目30番５号　レガーロ鴨江Ｉ205号、前住所静岡県掛川市大坂2730番地の１　レオパレスグレース16―105号室
債務者　大野　竜二
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係